

平成19年 1月12日

株 主 各 位

宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号

株式会社 京王ズ

代表取締役社長 佐々木 英 輔

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年1月29日（月曜日）までに、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成19年1月30日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目9番25号
仙台エクセルホテル東急 オークルーム |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第14期（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査
人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 当社と株式会社遠雷との分割契約書承認の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | | |
| 代理人による議決権行使 | | |
| | | 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.keiozu.co.jp/index.html>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成17年11月1日から
平成18年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に設備投資の増加や、雇用・所得環境の改善などにより耐久消費財を中心とする個人消費も底堅く推移し、総じて緩やかな景気回復基調が続きました。しかしながらその一方で、原油価格の高騰や日本銀行のゼロ金利政策解除に伴う企業業績へのマイナス要因等の不安定要素もあり、景気の先行き不透明を払拭できない状況にあります。都市部・地方との地域間格差もあり、とりわけ中小企業の経営環境にとりましては、依然として不透明かつ厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社の中核事業である移動体通信業界においては、ソフトバンク株式会社による大手通信事業者ボーダフォンの買収や、新規参入事業者の決定など業界再編に向けた始動の年となりました。また、携帯電話番号ポータビリティのスタート直前での買い控え等の影響は生じたものの、来期に向けた新たな手ごたえを感じることとなりましたが、テレマーケティング事業および飲食事業においては事業再構築の1年となりました。その結果、当連結会計年度の業績は、売上高が5,315,458千円（前連結会計年度比12.1%減）、営業損失759,289千円（前連結会計年度は68,122千円の営業損失）、経常損失1,117,044千円（前連結会計年度は428,855千円の経常利益）、当期純損失2,288,590千円（前連結会計年度は140,166千円の当期純利益）となりました。

事業別	売上高
通 信 事 業	3,663,862千円
（移動体通信事業）	(2,589,414千円)
（テレマーケティング事業）	(1,074,447千円)
飲 食 事 業	1,438,830千円
不 動 産 賃 貸 事 業	212,765千円

各部門の概況は、以下のとおりであります。

移動体通信事業

移動体通信事業は、携帯電話の普及台数は10月末において9,407万台となり、年間純増数は471万台となりました。第三世代携帯電話の増加など高機能機種への買い換えが加速し、通信事業者各社は「ワンセグ」「音楽」「おさいふケー

タイ」等をキーワードに携帯電話端末とコンテンツの両面から新機能・新サービスを投入し、料金プランにおいても「家族」「定額」「法人」等の分野で、他社からの乗り換えを狙ったサービスも順次投入してまいりました。

当社においては、上期においてボーダフォン（現ソフトバンク）が「ラブ定額」など他社にない斬新なサービスを導入するなど積極的な戦略をとったこともあり、携帯電話番号ポータビリティを控えた買い換え抑制の動きが見られた期間もありましたが、順調な推移となりました。また、当連結会計年度での新規出店は、ボーダフォンショップ（現ソフトバンクショップ）1店舗（二次代理店運営）となりましたが、既存店舗のリニューアル・リプレースを積極的に行い（6店舗を実施）、さらに、二次代理店が運営する店舗の資産を譲り受けることにより1店舗の取得を行いました。この結果、期末店舗数は24店舗（直営22店舗、二次代理店運営2店舗）の店舗展開となりました。また、売上高が2,589,414千円（前連結会計年度比13.6%増）、営業利益25,692千円（前連結会計年度比4.7%減）となりました。

テレマーケティング事業

テレマーケティング事業は、2月に仙台市西多賀に第3拠点を開設し新たに保険契約取次ぎ業務における設備投資・人員強化を図りました。保険契約取次ぎ業務においては、当初計画どおりの進捗ではありますが、事業計画上はコスト先行のビジネスモデルとなっております。また、前連結会計年度において収益の主体でありました直収型固定電話サービスの販売奨励金が大幅な減収となり、販売管理費の増加、設備投資等の負担増となりました。この結果、売上高が1,074,447千円（前連結会計年度比34.1%減）、営業損失487,180千円（前連結会計年度は272,818千円の営業利益）となりました。

飲食事業

外食産業においては、業界全体の売上高は増加傾向にはあるものの、業種・業態を超えた企業間競争は依然厳しく、また飲酒運転をめぐる社会的な認識も高まっております。

当社の飲食事業の再構築を進める中で、焼肉事業においては、コスト競争力のある業態として「焼肉市場あちち」3号店を仙台市青葉区に開設し、今後の出店のモデルケース作りを進めております。また、既存の「焼肉番所やき組」でのメニュー改定等の整備を進めました。一方、和食事業においては、原材料費を従来以上のコスト上昇分まで顧客還元策と捉えた販促活動を進めたにもかかわらず、店舗間での品質格差の是正が遅れる状況でありました。そこで、()地域、業態効率を見直し、再度仙台市、宮城県および「お肉」に特化した事業運営に努める、()平成19年10月期を飲食事業継続のコミットメントラインと定めた対応を進める、との方針に則り、焼肉店舗3店舗、和食店舗6店舗の店舗閉鎖を進め、期末店舗数は、焼肉事業9店舗、和食事業3店舗、合計12

店舗となりました。この結果、売上高は1,438,830千円（前連結会計年度比24.8%減）、営業損失302,481千円（前連結会計年度は374,966千円の営業損失）となりました。

不動産賃貸事業

自社保有不動産であります「いずみパワーモール」のテナントによる賃貸収入は安定的に推移しておりますが、一部リーススペースとなっております部分のテナント誘致も確定し、来期以降はさらなる改善も見込まれます。この結果、売上高は212,765千円（前連結会計年度比5.9%減）、営業利益98,366千円（前連結会計年度比51.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。なお、当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は571,947千円であります。

移動体通信事業

移動体通信事業においては、6店舗のリニューアル・リプレイスを行い、また、二次代理店が経営する店舗の資産を譲り受けることにより1店舗の取得を行いました。その内訳は、有形固定資産112,963千円であります。

テレマーケティング事業

テレマーケティング事業においては、IJT西多賀コールセンターを新設し、その内訳は、有形固定資産192,514千円、無形固定資産83,628千円であります。

飲食事業

飲食事業においては、焼肉店舗2店舗を新規出店し、その内訳は、有形固定資産78,000千円、無形固定資産2,906千円であります。

また、当連結会計年度において、飲食店舗9店舗の店舗閉鎖を実施いたしました。これに伴う店舗整理損465,245千円を計上いたしております。

(3) 資金調達の状況

平成18年3月9日、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債6億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

営業収益面での改善対応

ア．移動体通信事業

当社の営業収益は3期間にわたり営業損失の状況となっております。この営業収益面での改善対応として、移動体通信事業においては、当社および当社連結子会社の株式会社IJTは、株式会社光通信および光通信グループ会社と、移動体通信機器販売事業についての東北最大の販路網を確立することを目的とした基本合意を締結し、株式会社光通信および光通信グループ会社が所有する東北地域版社の株式を取得し、新たに51店舗が増え東北地区で74店舗展開体制をとりました。また、今回の店舗網の拡大により「エーユーショップ」「ドコモショップ」を含めた全移動体通信キャリアショップの運営が可能となり、携帯電話番号ポータビリティ効果ともあいまって、営業収益面での改善がはかれる対応を行っております。さらに、今回の店舗拡大により全国レベルの大幅なインセンティブの支払対象代理店となり、従来にない新たな収益源が見込まれる事業となりました。

イ．テレマーケティング事業

テレマーケティング事業においては、平成17年10月期は通信回線サービス受注主体の事業展開でありましたが、直収型固定電話サービスの販売奨励金が大幅な減収となり、販売管理費の増加、設備投資等の負担増となりました。この対応策として、平成18年10月期より保険契約受注主体に事業転換を行っております。保険事業はコスト先行の事業スタイルのため、当初2.0年～2.5年は先行投資となります。当社の事業計画においても平成20年10月期より黒字転換の事業計画にて、現状は損益赤字ではありますが、計画通りの進捗にて推移しております。しかし、短期での損益改善対応策として、IJT一番町コールセンターの閉鎖を行い、IJT西多賀コールセンターとノーブルコミュニケーション秋田コールセンターの2拠点に集約を行い、販売管理費の圧縮による営業損失額の低減対応を行っております。

ウ．飲食事業

飲食事業においては、3期間にわたる営業損失の主たる原因となっておりますが、平成18年10月期において、8店舗での減損会計処理と不採算店舗9店舗の店舗閉鎖を進めました。これにより、地域、業態効率を見直し、再度仙台市、宮城県に店舗を集約し、同時に人員体制の集約もはかる対応を進めております。これらの事業再構築により、飲食事業での負の遺産は全て取り除かれ、平成19年10月期での収益改善を進めております。また、飲食事業継続のコミットメントラインを平成19年10月期と定めた対応としており、中間期までの実績いかんによってその判断を検討いたしております。

純資産減少への改善対応

税金等調整前当期純損失が2,254,905千円となったこと等により、現金およ

び現金同等物は1,041,046千円減少し、当連結会計年度末には479,342千円となりました。また、資産は前連結会計年度末に比べて1,179,636千円減少し、4,258,193千円となっております。純資産の改善対応として、現在所有の当社資産の有効活用との検討として、実質評価額が取得価格を大幅に上回っている「いずみパワーモール」や閉鎖店舗の有効活用をその改善対応策として検討いたしております。

人材育成への対応

人材育成への対応としては、当社の事業は、移動体通信事業、テレマーケティング事業、飲食事業と異なる領域にわたることで、人材面での充実、育成は緊急の課題であると認識しております。本部機能の強化はもとより、お客様と直接対応している店舗、現場での、QSCの確立を基本に、人材の育成、店舗力の向上を図っております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 11 期 (平成15年10月)	第 12 期 (平成16年10月)	第 13 期 (平成17年10月)	第14期(当連結会計年度) (平成18年10月)
売 上 高		5,002,451千円	6,048,597千円	5,315,458千円
経常利益または経常損失()		190,371千円	428,855千円	1,117,044千円
当期純利益または当期純損失()		207,884千円	140,166千円	2,288,590千円
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失()		12,844円28銭	7,717円99銭	113,268円54銭
総 資 産		4,214,433千円	5,437,829千円	4,258,193千円
純 資 産		2,799,247千円	3,076,148千円	968,193千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で計算しております。
2. 第12期が連結計算書類作成の初年度となります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当ありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ノールコミュニケーション	90,000千円	60%	テレマーケティング事業
株 式 会 社 I J T	90,000千円	100%	テレマーケティング事業

株式会社IJTは、平成18年11月1日をもって、吸収分割の方法により、当社の移動体通信事業部門に係る一切の権利義務を承継し、その際、資本金の額を90,000千円から180,000千円に増加いたしました。

また、株式会社IJTは、平成18年11月1日をもって、株式取得の方法により、株式会社ノースソリューション、株式会社イーストウェブ、株式会社サイバーモバイル、株式会社鈴康および株式会社テントラー・コミュニケーションズを完全子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業	内容
移動体通信事業	移動体通信キャリア()の販売代理店事業
テレマーケティング事業	コールセンターによるテレマーケティング事業
飲食事業	焼肉店および和食店の経営
不動産賃貸事業	自社所有のショッピングモールにおけるテナントからの賃貸収入事業

移動体通信キャリアとは、自ら電気通信回線設備を設置して電気通信事業を行う第一種電気通信事業者のうち、携帯電話等の移動体通信サービスを提供している事業者のことをいいます。

(8) 主要な営業所および工場（平成18年10月31日現在）

区分	名称	所在地	
営業所（8営業所）	仙台営業所、盛岡営業所、秋田営業所、青森営業所、郡山営業所、新潟営業所、八戸営業所、いわき営業所		
店舗	焼肉店舗	焼肉番所やき組（7店）	宮城県（7店）
		焼肉市場あちち（2店）	宮城県（2店）
	和食店舗	四季の和膳たろうあん（2店）	宮城県（2店）
		自然派厨房さくら（1店）	宮城県（1店）
	キャリアショップ	ソフトバンクショップ（21店）	宮城県（9店）、青森県（3店）、福島県（3店）、岩手県（2店）、山形県（2店）、秋田県（1店）、新潟県（1店）
		auショップ（3店）	宮城県（1店）、秋田県（1店）、青森県（1店）
賃貸用不動産	いずみパワーモール	宮城県仙台市	
コールセンター	株式会社IJT（子会社） 西多賀コールセンター	宮城県仙台市	
	株式会社ノーブルコミュニケーション（子会社） 秋田コールセンター	秋田県秋田市	

(注) 飲食事業において、焼肉店舗3店および和食店舗6店を閉鎖しております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
276名	41名減

(注) 上記従業員の外に、パートタイマー・アルバイトは1日8時間労働換算の期中平均雇用人員260名であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 三井住友銀行	552,400千円
(株) 三菱東京UFJ銀行	220,000千円
(株) 常陽銀行	387,500千円
商工組合中央金庫	95,000千円

2. 会社の株式に関する事項（平成18年10月31日現在）

(1) 発行済株式の総数

22,618株（自己株式0.7株を除く。）

(2) 株 主 数

4,298名

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐々木 英 輔	8,505株	37.6%

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の数

ア. 第1回新株予約権 727個

イ. 第2回新株予約権 1,500個

目的となる株式の種類および数

ア. 第1回新株予約権 普通株式727株（新株予約権1個につき1株）

イ. 第2回新株予約権 普通株式1,500株（新株予約権1個につき1株）

取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役	第1回新株予約権（222,000円）	平成21年1月28日	75個	2名
	第2回新株予約権（156,260円）	平成22年1月26日	1,045個	4名
監査役	第1回新株予約権（222,000円）	平成21年1月28日	0個	0名
	第2回新株予約権（156,260円）	平成22年1月26日	50個	1名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

発行した新株予約権の数

第2回新株予約権 1,500個

新株予約権の目的となる株式の種類および数

第2回新株予約権 普通株式1,500株（新株予約権1個につき1株）

当社従業員、当社子会社役員および従業員に交付した新株予約権の区分別合計

第2回新株予約権

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員（当社役員を除く。）	315個	18名
当社子会社の役員および従業員 （当社の役員および従業員を除く。）	90個	6名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
佐々木 英 輔	代表取締役社長	(株)ノーブルコミュニケーション代表取締役社長、(株)IJT代表取締役社長、(株)遠雷代表取締役社長
横 江 実	常務取締役(店舗開発担当)	
斉 藤 克 彦	常務取締役(営業企画担当)	
深 野 道 照	取締役(経営企画室長)	
渡 辺 悦 子	常勤監査役	
小 西 行 男	監査役	(有)エコ・アセット代表取締役社長
粟 野 隆 徳	監査役	公認会計士

- (注) 1. 監査役小西行男氏および粟野隆徳氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役粟野隆徳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	4 名	33,642千円
監 査 役	3 名	6,867千円 (うち社外2名 1,725千円)

- (注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与相当額を5,600千円支給しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

12,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の報酬

2,400千円

非監査業務の内容は、四半期財務諸表に対する意見表明業務であります。

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,000千円

事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,405,248	流動負債	1,859,592
現金及び預金	785,252	買掛金	278,925
売掛金	352,091	短期借入金	679,900
有価証券	104,254	一年内償還予定社債	110,000
たな卸資産	102,919	未払金	674,205
その他	70,428	賞与引当金	34,774
貸倒引当金	9,697	その他	81,786
固定資産	2,840,619	固定負債	1,430,407
有形固定資産	1,369,833	社債	600,000
建物及び構築物	477,264	長期借入金	575,000
運搬具	7,749	その他	255,407
工具器具備品	182,434	負債合計	3,290,000
土地	538,984	純資産の部	
建設仮勘定	163,400	株主資本	1,193,667
無形固定資産	94,146	資本金	1,612,427
ソフトウェア	88,239	資本剰余金	1,576,523
その他	5,906	利益剰余金	1,995,179
投資その他の資産	1,376,640	自己株式	103
投資有価証券	410,400	評価・換算差額等	225,474
長期貸付金	445,444	その他有価証券評価差額金	225,474
敷金・保証金	292,366	純資産合計	968,193
その他	413,266	負債及び純資産合計	4,258,193
貸倒引当金	184,837		
繰延資産	12,325		
社債発行費	12,325		
資産合計	4,258,193		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成17年11月1日
至 平成18年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,315,458
売 上 原 価		2,926,141
売 上 総 利 益		2,389,317
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,148,606
営 業 損 失		759,289
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,370	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78,677	
そ の 他	110,557	196,604
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,653	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	284,995	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	192,228	
そ の 他	47,482	554,359
経 常 損 失		1,117,044
特 別 利 益		
営 業 譲 渡 益	3,733	
店 舗 移 転 助 成 金	3,648	
そ の 他	3,297	10,679
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 去 損	3,368	
過 年 度 イン セン ティ ブ 返 還 金	58,721	
減 損 損 失	616,206	
店 舗 整 理 損	465,245	
店 舗 移 転 費 用	4,998	1,148,540
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,254,905
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,535	
法 人 税 等 調 整 額	25,638	83,174
少 数 株 主 損 失		49,489
当 期 純 損 失		2,288,590

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成17年11月1日
至 平成18年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年10月31日残高	1,399,925	1,364,025	312,206		3,076,157
当期変動額					
新株予約権付社債の新株予約権の行使による新株式の発行	212,502	212,497			425,000
剰余金の配当			18,795		18,795
当期純損失			2,288,590		2,288,590
自己株式の取得				103	103
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)					
当期変動額合計	212,502	212,497	2,307,385	103	1,882,489
平成18年10月31日残高	1,612,427	1,576,523	1,995,179	103	1,193,667

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成17年10月31日残高	8	49,333	3,125,482
当期変動額			
新株予約権付社債の新株予約権の行使による新株式の発行			425,000
剰余金の配当			18,795
当期純損失			2,288,590
自己株式の取得			103
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	225,465	49,333	274,799
当期変動額合計	225,465	49,333	2,157,289
平成18年10月31日残高	225,474		968,193

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社ノーブルコミュニケーション
株式会社IJT
- (2) 非連結子会社の数 2社
非連結子会社の名称 株式会社遠雷
有限会社京王ズファーム（有限会社京王ズファームは、当社との出資関係はありませんが、自己の役員が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配しているため、子会社（非連結子会社）に含めることにいたしました。）

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない子会社2社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- a. 子会社株式 移動平均法による原価法
- b. その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産

- a. 商品 移動平均法による原価法
- b. 店舗食料品
仕入食料品 最終仕入原価法
工場加工食料品 総平均法による原価法
- c. 原材料 移動平均法による原価法
- d. 貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を借地期間、残存価額を零としております。

無形固定資産 定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用 均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

新株発行費 定額法により3年間で償却しております。

社債発行費 定額法により3年間で償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員へ支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金の利息

ヘッジ方針 当社の社内規程に基づき、借入金に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略しております。

(7) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

会計処理の変更

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純損失は616,206千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は968,193千円であります。

3. 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

現金及び預金	310,259千円
建物及び構築物	152,894千円
土地	374,848千円
建設仮勘定	157,500千円
計	995,502千円

上記に対応する債務

短期借入金	425,000千円
長期借入金	425,000千円
社債に係る銀行保証債務	425,000千円
計	1,275,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 450,373千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位として、また将来の使用が見込まれていない遊休不動産については物件単位毎にグルーピングしております。

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失額
通信事業資産	建物及び土地	仙台市他(5店舗)	15,487千円
通信事業資産	連結調整勘定	(株)IJT	42,147千円
飲食事業資産	建物、構築物及びリース資産等	仙台市他(8店舗)	516,202千円

上記グループにおいて、収益性が著しく低下した店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、連結調整勘定については、当連結会計年度の個別財務諸表においてIJT株式の減損処理を行ったため、未償却残高を減額し、これらの減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内容は、土地15,056千円、建物388,882千円、構築物31,789千円、工具器具備品13,435千円、無形固定資産6,583千円、連結調整勘定42,147千円、前払費用17,901千円、長期前払費用22,811千円、リース資産減損勘定35,231千円です。

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて算定しております。

次に当社は、以下の遊休不動産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失額
遊休	土地	仙台市	42,369千円

上記の土地については、業容拡大による従業員の福利厚生面の充実のための社員寮を建設予定にしておりましたが、その後の経営状況に応じ、当初計画は中止となり、今後の利用計画も無く、地価も下落しているために、減損損失を認識いたしました。

遊休不動産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により算出しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,795	3,823.7		22,618.7

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 3,823.7株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)		0.7		0.7

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

端株の買取りによる増加 0.7株

(3) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年1月26日 定時株主総会	普通株式	18,795	1,000	平成17年10月31日	平成18年1月26日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	436,542千円
店舗整理損	208,942千円
減価償却超過額	176,533千円
その他有価証券評価差額	91,091千円
貸倒引当金	78,591千円
固定資産減損額	53,881千円
賞与引当金	15,060千円
未払事業税	933千円
その他	13,431千円
繰延税金資産小計	1,075,009千円
評価性引当額	1,075,009千円
繰延税金資産合計	千円
繰延税金資産純額	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当連結会計年度においては、法人税等の負担率がマイナスとなったため、記載を省略しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	312,950千円	202,243千円	46,333千円	64,373千円
機械装置	15,509千円	7,740千円	3,951千円	3,817千円
ソフトウェア	195千円	195千円	千円	千円
合計	328,654千円	210,178千円	50,285千円	68,190千円

未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年内 27,622千円

1年超 32,729千円

合計 60,392千円

リース資産減損勘定期末残高 5,222千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 87,355千円

リース資産減損勘定の取崩額 28,968千円

減価償却費相当額 78,950千円

支払利息相当額 5,704千円

減損損失 51,643千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内 82,560千円

1年超 979,620千円

合計 1,062,180千円

ストックオプションに関する注記

(1) 第1回新株予約権

会社名

株式会社京王ズ

決議年月日

平成17年1月28日

付与対象者の区分及び人数(名)

当社の取締役および従業員合計117名

株式の種類及び付与数(株)

普通株式 727株

当連結会計年度における未行使残高移動状況

前連結会計年度末 712株

失効 160株

当連結会計年度末 552株

付与日

平成17年9月22日

権利確定条件

権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。

対象勤務期間

定めはありません。

権利行使期間

平成19年1月29日から平成21年1月28日まで

権利行使価格(円)

1株当たり222,000円

(2) 第2回新株予約権

会社名

株式会社京王ズ

決議年月日

平成18年1月26日

付与対象者の区分及び人数(名)

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員合計29名

株式の種類及び付与数(株)

普通株式 1,500株

当連結会計年度における未行使残高移動状況

付与 1,500株

失効 160株

当連結会計年度末 1,340株

付与日

平成18年4月4日

権利確定条件

権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。

対象勤務期間

定めはありません。

権利行使期間

平成20年1月27日から平成22年1月26日まで

権利行使価格(円)

1株当たり156,260円

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	42,806円32銭
(2) 1株当たり当期純損失	113,268円54銭
(3) 算定上の基礎	
1株当たり純資産額	
連結貸借対照表の純資産の部の合計額	968,193千円
普通株式に係る純資産額	968,193千円
普通株式の発行済株式数	22,618.7株
普通株式の自己株式数	0.7株
1株当たり純資産の算定に用いられた 普通株式の数	22,618株
1株当たり当期純損失	
当期純損失	2,288,590千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る当期純損失	2,288,590千円
期中平均株式数	20,205株

重要な後発事象に関する注記

企業結合等関係

当社は東北エリア全域を営業基盤としており、ソフトバンクショップ、auショップを展開しておりますが、エリア全体におけるトップシェアの更なる拡大に向け、株式会社光通信及び光通信グループ会社が保有している東北地区地域版社の株式の取得を行いました。

被取得企業の名称（括弧内事業内容）

株式会社テントラー・コミュニケーションズ（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社ノースソリューション（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社イーストウェーブ（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社サイバーモバイル（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社鈴康（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

企業結合日.....平成18年11月1日

企業結合の法的形式.....株式の取得

結合後の企業の名称.....各社とも変更はありません。

取得した議決権比率.....各社100.0%

被取得企業の取得原価.....2,622,625千円

（取得に直接要した費用2,625千円を含む）

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

（資産の額）

流	動	資	産	1,234,313千円
固	定	資	産	435,527千円
	合	計		1,669,840千円

（負債の額）

流	動	負	債	1,059,700千円
固	定	負	債	46,931千円
	合	計		1,106,632千円

独立監査人の監査報告書

平成19年1月11日

株式会社京王ズ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 友 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 孝 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京王ズの平成17年11月1日から平成18年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結注記表の会計処理の変更に記載のとおり、会社は、当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成18年11月1日を企業結合日として、株式会社光通信及び光通信グループ各社が保有している東北地区地域版社の株式の取得を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第14期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係る連結計算書類について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、これに基づき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成19年 1月11日

株式会社京王ズ 監査役会

常勤監査役 渡 辺 悦 子 ㊞

監 査 役 小 西 行 男 ㊞

監 査 役 粟 野 隆 徳 ㊞

（注）監査役小西行男及び監査役粟野隆徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

貸借対照表

(平成18年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,248,886	流動負債	1,538,701
現金及び預金	668,092	買掛金	278,866
売掛金	271,829	短期借入金	295,000
有価証券	104,254	一年内返済予定長期借入金	384,900
商品	97,291	一年内償還予定の社債	110,000
店舗食料	5,432	未払金	382,222
原材料	196	未払費用	3,135
前払費用	20,705	未払法人税等	15,534
短期貸付金	306,966	前受金	12,393
未収法人税等	546	預り金	41,349
未収消費税等	5,374	賞与引当金	15,300
その他	14,293	固定負債	1,261,334
貸倒引当金	246,097	社債	600,000
固定資産	2,510,150	長期借入金	575,000
有形固定資産	1,203,100	預り保証金	61,623
建物	433,451	その他	24,711
構築物	26,227	負債合計	2,800,036
車両運搬具	7,749	純資産の部	
工具器具備品	33,288	株主資本	1,196,800
土地	538,984	資本金	1,612,427
建設仮勘定	163,400	資本剰余金	1,576,523
無形固定資産	20,323	資本準備金	1,576,523
借地権	350	利益剰余金	1,992,046
ソフトウェア	14,417	利益準備金	4,360
その他	5,556	その他利益剰余金	1,996,406
投資その他の資産	1,286,725	別途積立金	140,000
投資有価証券	400,400	繰越利益剰余金	2,136,406
関係会社株式	10,002	自己株式	103
長期貸付金	589,444	評価・換算差額等	225,474
破産更生債権等	4,789	その他有価証券評価差額金	225,474
長期前払費用	23,474	純資産合計	971,325
敷金・保証金	238,449	負債及び純資産合計	3,771,361
長期定期預金	200,000		
その他	5,003		
貸倒引当金	184,837		
繰延資産	12,325		
社債発行費	12,325		
資産合計	3,771,361		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成17年11月1日
至 平成18年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,241,010
売上原価		2,885,084
販売費及び一般管理費		1,355,926
営業損失		1,628,495
営業外収益		272,568
受取利息	7,166	
受取証券利息	1,831	
投資有価証券当金	2,436	
投資有価証券売却益	78,677	
業務手数料	33,716	
クレジットカード手数料収入	1,692	
その他の	5,208	130,727
営業外費用		
支払利息	17,809	
社債利息	6,374	
投資有価証券売却損	284,995	
新株発行費償却	4,310	
社債発行費償却	8,188	
貸倒引当金繰入額	192,228	
その他の	16,387	530,293
経常損失		672,134
特別利益		
固定資産売却益	658	
店舗移転助成金	3,648	
過年度社会保険料修正益	2,639	6,946
特別損失		
固定資産除去損	3,368	
店舗整理損	465,245	
減損損失	574,059	
店舗移転費用	4,998	
貸倒引当金繰入額	236,400	
関係会社株式評価損	293,997	1,578,069
税引前当期純損失		2,243,257
法人税、住民税及び事業税	13,244	
法人税等調整額	6	13,238
当期純損失		2,256,495

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成17年11月1日
至 平成18年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成17年10月31日残高	1,399,925	1,364,025	4,360	140,000	138,884
当期変動額					
新株予約権付社債の新株予約権の行使による新株式の発行	212,502	212,497			
剰余金の配当					18,795
当期純損失					2,256,495
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)					
当期変動額合計	212,502	212,497			2,275,290
平成18年10月31日残高	1,612,427	1,576,523	4,360	140,000	2,136,406

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成17年10月31日残高		3,047,195	8	3,047,186
当期変動額				
新株予約権付社債の新株予約権の行使による新株式の発行		425,000		425,000
剰余金の配当		18,795		18,795
当期純損失		2,256,495		2,256,495
自己株式の取得	103	103		103
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)			225,465	225,465
当期変動額合計	103	1,850,394	225,465	2,075,860
平成18年10月31日残高	103	1,196,800	225,474	971,325

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品 移動平均法による原価法

店舗食材

仕入食材 最終仕入原価法

工場加工食材 総平均法による原価法

原材料 移動平均法による原価法

貯蔵品 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を借地期間、残存価額を零としております。

(2) 無形固定資産 定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用 均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 繰延資産の処理方法

- (1) 新株発行費 定額法により3年間で償却しております。
- (2) 社債発行費 定額法により3年間で償却しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりませんので、特例処理を採用していません。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 金利スワップ取引
 - ヘッジ対象 借入金の利息
- (3) ヘッジ方針 当社の社内規程に基づき、借入金に係る金利変動リスクをヘッジする事を目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。
- (4) ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計処理の変更

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

これにより税引前当期純損失は574,059千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は971,325千円であります。

3. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

担保に供している資産

現金及び預金	310,259千円
建物	152,703千円
構築物	190千円
土地	374,848千円
建設仮勘定	157,500千円
計	995,502千円

上記に対応する債務

短期借入金	295,000千円
長期借入金	425,000千円
一年以内返済予定長期借入金	130,000千円
社債に係る銀行保証債務	425,000千円
計	1,275,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 402,889千円

3. 関係会社に対する金銭債権 439,977千円

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	33,716千円
営業取引以外の取引高の総額	1,639千円

(2) 減損損失

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また将来の使用が見込まれていない遊休不動産については物件単位毎にグルーピングしております。

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失額
通信事業資産	建物及び土地	仙台市他(5店舗)	15,487千円
飲食事業資産	建物、構築物及びリース資産等	仙台市他(8店舗)	516,202千円

上記グループにおいて、収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内容は、土地15,056千円、建物388,882千円、構築物31,789千円、工具器具備品13,435千円、無形固定資産6,583千円、前払費用17,901千円、長期前払費用22,811千円、リース資産減損勘定35,231千円であります。

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて算定しております。

次に当社は、以下の遊休不動産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失額
遊休	土地	仙台市	42,369千円

上記の土地については、業容拡大による従業員の福利厚生面の充実のための社員寮を建設予定にしておりましたが、その後の経営状況に応じ、当初計画は中止となり、今後の利用計画も無く、地価も下落しているために、減損損失を認識いたしました。

遊休不動産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により算出しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		0.7		0.7

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

端株の買取りによる増加 0.7株

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	216,516千円
店舗整理損	208,942千円
減価償却超過額	176,533千円
貸倒引当金	174,097千円
関係会社株式	118,774千円
その他有価証券評価差額金	91,091千円
固定資産減損額	53,881千円
賞与引当金	6,181千円
未払事業税	933千円
その他	9,175千円
繰延税金資産小計	1,056,127千円
評価性引当額	1,056,127千円
繰延税金資産合計	千円
繰延税金資産純額	千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度においては、法人税等の負担率がマイナスとなったため、記載を省略しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	289,570千円	198,736千円	46,333千円	44,500千円
機械装置	15,509千円	7,740千円	3,951千円	3,817千円
ソフトウェア	195千円	195千円	千円	千円
合計	305,274千円	206,671千円	50,285千円	48,317千円

未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年内	23,127千円
1年超	18,286千円
合計	41,414千円

リース資産減損勘定期末残高 5,222千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	82,247千円
リース資産減損勘定の取崩額	28,968千円
減価償却費相当額	75,443千円
支払利息相当額	4,998千円
減損損失	51,643千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	82,560千円
1年超	979,620千円
合計	1,062,180千円

ストックオプションに関する注記

(1) 第1回新株予約権

会社名

株式会社京王ズ

決議年月日

平成17年1月28日

付与対象者の区分及び人数(名)

当社の取締役および従業員合計117名

株式の種類及び付与数(株)

普通株式 727株

当事業年度における未行使残高移動状況

前事業年度末 712株

失効 160株

当事業年度末 552株

付与日

平成17年9月22日

権利確定条件

権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。

対象勤務期間

定めはありません。

権利行使期間

平成19年1月29日から平成21年1月28日まで

権利行使価格(円)

1株当たり222,000円

(2) 第2回新株予約権

会社名

株式会社京王ズ

決議年月日

平成18年1月26日

付与対象者の区分及び人数(名)

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員合計29名

株式の種類及び付与数(株)

普通株式 1,500株

当事業年度における未行使残高移動状況

付与 1,500株

失効 160株

当事業年度末 1,340株

付与日

平成18年4月4日

権利確定条件

権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。

対象勤務期間

定めはありません。

権利行使期間

平成20年1月27日から平成22年1月26日まで

権利行使価格(円)

1株当たり156,260円

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	42,944円81銭
(2) 1株当たり当期純損失	111,680円08銭
(3) 算定上の基礎	
1株当たり純資産額	
貸借対照表の純資産の部の合計額	971,325千円
普通株式に係る純資産額	971,325千円
普通株式の発行済株式数	22,618.7株
普通株式の自己株式数	0.7株
1株当たり純資産の算定に用いられた 普通株式の数	22,618株
1株当たり当期純損失	
当期純損失	2,256,495千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る当期純損失	2,256,495千円
期中平均株式数	20,205株

重要な後発事象に関する注記

1. 会社分割

(1) 当該分割の目的

当社は、当社の各事業が環境変化に迅速に対応できる体制の徹底と責任・権限の明確化を図るため、持株会社体制への移行を決議するにあたり、特に当社の中核事業である移動体通信事業においては、平成18年10月24日から開始された携帯電話番号ポータビリティをビジネスチャンスととらえ、その対応を最優先とする事業計画推進のために、当社の全額出資子会社である株式会社IJTに事業承継させる目的で当該分割を実施いたしました。

(2) 当該分割の方法

当社を分割会社とし、既存の当社の100%子会社である株式会社IJTを承継会社とする吸収分割であります。

(3) 分割期日 平成18年11月1日

(4) 株式の割当

承継会社は、当該分割に際して、承継会社の普通株式1,200株を新たに発行し、その全てを当社に割当て、交付いたしました。

(5) 当該分割により承継させる財産

流動資産	370,382千円	流動負債	336,890千円
固定資産	163,974千円	固定負債	1,470千円
資産合計	534,356千円	負債合計	338,360千円

2. 企業結合等関係

当社は東北エリア全域を営業基盤としており、ソフトバンクショップ、auショップを展開しておりますが、エリア全体におけるトップシェアの更なる拡大に向け、株式会社光通信及び光通信グループ会社が保有している東北地区地域版社の株式の取得を行いました。

被取得企業の名称（括弧内事業内容）

株式会社テントラー・コミュニケーションズ（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社ノースソリューション（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社イーストウェーブ（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社サイバーモバイル（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

株式会社鈴康（移動体通信サービスの販売及び加入取次）

企業結合日.....平成18年11月1日

企業結合の法的形式.....株式の取得

結合後の企業の名称.....各社とも変更はありません。

取得した議決権比率.....各社100.0%

被取得企業の取得原価.....2,622,625千円

(取得に直接要した費用2,625千円を含む)

独立監査人の監査報告書

平成19年 1月11日

株式会社京王ズ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 友 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 孝 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京王ズの平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1．個別注記表の会計処理の変更に記載のとおり、会社は、当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。
- 2．個別注記表の重要な後発事象に関する注記1.に記載のとおり、会社は平成18年11月1日を分割期日として、全額出資子会社である株式会社IJTに事業承継させる目的で会社分割を実施した。
- 3．個別注記表の重要な後発事象に関する注記2.に記載のとおり、会社は平成18年11月1日を企業結合日として、株式会社光通信及び光通信グループ各社が保有している東北地区地域販社の株式の取得を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり監査報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これに基づき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年1月11日

株式会社京王ズ 監査役会

常勤監査役 渡 辺 悦 子 ㊞

監 査 役 小 西 行 男 ㊞

監 査 役 粟 野 隆 徳 ㊞

(注) 監査役小西行男及び監査役栗野隆徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (2) 当社は、第3号議案に上程しておりますとおり、平成19年4月1日付けで会社分割により持株会社体制へ移行することを予定しているため、これに対応する商号の変更を行うものであります（現行定款第1条・変更案第1条）。
- (3) 公告費用を抑制しつつ、かつ、情報提供の充実を図るため、当社の公告方法の変更を行うものであります（現行定款第4条・変更案第5条）。
- (4) より機動的な資本政策の実行を可能にするため、当社の発行可能株式総数の変更を行うものであります（現行定款第5条・変更案第6条）。
- (5) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるよう変更を行うものであります（変更案第8条）。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社京王ズと称し、英文では、<u>KEIOZU COMPANY</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>20. 上記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社京王ズホールディングスと称し、英文では、<u>KEIOZU HOLDING COMPANY</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。	(本店の所在地) 第3条 < 現行どおり >
< 新 設 >	<u>(機関の設置)</u> 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
< 新 設 >	<u>(公告方法)</u> 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
<u>(公告の方法)</u>	< 削 除 >
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	< 削 除 >
<u>(発行する株式の総数)</u>	<u>(発行可能株式総数)</u>
第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>55,500株とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000株とする。</u>
< 新 設 >	<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
< 新 設 >	<u>(自己の株式の取得)</u> 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、 <u>自己の株式を取得することができる。</u>
<u>(株式取扱規則)</u>	<u>(株式取扱規則)</u>
第6条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は法令又は本定款による <u>他取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>
<u>(名義書換代理人)</u>	<u>(株主名簿管理人)</u>
第7条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。	第10条 当社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。
2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>	2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u>
3 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u>	3 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要に応じ</u>て招集する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第10条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎</u>事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>必要ある</u>ときに随時招集する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 < 現行どおり ></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
<p>< 新 設 ></p> <p>(普通決議の要件)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議要件)</p> <p>第15条 < 現行どおり ></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第12条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第13条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第14条 当会社に取締役3名以上を置く。 (選任) 第15条 取締役は株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第16条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役員取締役) 第17条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 < 現行どおり > (選任) 第19条 < 現行どおり > 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 < 現行どおり ></p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 < 現行どおり ></p> <p>(代表取締役及び役員取締役) 第21条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する</u>。 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会) 第22条 < 現行どおり ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款の他取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬) 第19条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第20条 当社に監査役3名以上を置く。 (選任) 第21条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第22条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第23条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p> <p>(監査役会) 第24条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第24条 <現行どおり> (選任) 第25条 <現行どおり></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第28条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬) 第25条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第26条 当会社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とし、<u>営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当) 第27条 利益配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、若しくは登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された<u>端株主</u>に対して支払う。 < 新 設 ></p> <p>(中間配当) 第28条 取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、若しくは登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された<u>端株主</u>に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第29条 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる<u>ものとす</u>る。 < 新 設 ></p>	<p>(報酬等) 第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第30条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年と<u>す</u>る。</p> <p>(剰余金の配当) 第31条 剰余金の配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. <u>前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>付 則</p> <p>1. <u>第1条の変更は、株式会社遠雷との会社分割の効力が発生した日(平成19年4月1日予定)をもって、効力を生ずる。</u></p> <p>2. <u>本付則は前項に定める会社分割の効力が発生した日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに 当社取締役であるときの地位および担当	所有する当社株式の数
1	佐々木 英 輔 (昭和22年3月10日生)	昭和45年4月 株式会社ロッテ商事入社 平成6年4月 当社入社代表取締役社長就任 (現任) 平成12年4月 株式会社遠雷代表取締役社長就任 (現任) 平成16年7月 株式会社ノーブルコミュニケーション代表取締役社長就任(現任) 平成17年4月 株式会社IJT代表取締役社長就任 (現任)	8,505株
2	斉 藤 克 彦 (昭和29年11月26日生)	昭和55年4月 日産自動車株式会社入社 平成12年1月 ボーダフォン株式会社入社 平成16年9月 ソフトバンクBB株式会社入社 平成18年1月 当社入社常務取締役営業企画部長就任(現任)	
3	深 野 道 照 (昭和34年3月31日生)	昭和56年4月 株式会社デサント入社 平成11年10月 当社入社 平成12年11月 当社取締役経営企画室長就任 (現任) 平成16年7月 株式会社ノーブルコミュニケーション取締役管理部長就任(現任) 平成17年4月 株式会社IJT取締役管理部長就任 (現任)	

- (注) 1. 佐々木英輔氏と当社の間には、当社建物賃借に対する被保証の取引関係があります。
2. 斉藤克彦氏および深野道照氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 当社と株式会社遠雷との分割契約書承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、当社の各事業が環境変化に迅速に対応できる体制の徹底と責任・権限の明確化を目指し、中長期的な経営戦略に掲げております。移動体通信事業の拡大とビジネスチャンスととらえた携帯電話番号ポータビリティへの迅速な対応、テレマーケティング事業における事業構築と新規商材の育成及び拡大、飲食事業における事業の再構築と新規業態の開発ならびに育成を実現するためのグループ構造改革の一環として、「持株会社制」に移行することが今後のグループ経営として最適と判断いたしました。

移行にあたって、当社の飲食事業および不動産賃貸借事業に関する一切の事業を、吸収分割の方法により、当社の完全子会社である株式会社遠雷に承継させることといたしたいと存じます。

2. 吸収分割契約書の内容

分割契約書（写し）

株式会社京王ズ（以下「分割会社」という。）と株式会社遠雷（以下「承継会社」という。）は、分割会社が営む飲食事業及び不動産賃貸事業（総称して、以下「本件事業」という。）を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、本契約書末尾の日付（以下「本契約締結日」という。）で以下のように合意したので、本分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 吸収分割

1. 本契約に基づき分割会社は会社法上の吸収分割会社として本件事業を分割し、承継会社は会社法上の吸収分割承継会社として本件事業を承継する。
2. 分割会社及び承継会社の商号及び住所はそれぞれ以下の通りである。

(1) 分割会社

商号：株式会社京王ズ
住所：仙台市青葉区中央二丁目2番10号

(2) 承継会社

商号：株式会社遠雷
住所：仙台市青葉区中央二丁目2番10号

第2条 承継する権利義務

承継会社は、本件分割に際し、分割会社から平成18年10月31日現在の貸借対照表上の債権債務を基礎とし、これに分割期日までの増減を加減した別紙の本件事業に関する資産、負債及び権利義務の一切を承継する。なお、分割会社は、承継会社が承継する全ての債務につき、連帯して保証する。

第3条 分割会社又は承継会社の株式の承継

本件分割により承継会社に承継させる分割会社又は承継会社の株式はない。

第4条 承継会社からの分割会社に対する金銭等の交付

1. 承継会社は、本件分割に際して承継会社の普通株式1,600株を新たに発行し、その全てを甲に割当て、交付する。
2. 前項により増加すべき承継会社の資本金及び資本準備金の額並びに増加後の承継会社の資本金及び資本準備金の額は下記の通りとする。但し、効力発生日前日における分割会社の資産及び負債の状態により、分割会社及び承継会社が協議の上、これを変更することができる。

記

< 増加すべき承継会社の資本金及び資本準備金の額 >

- (1) 資本金 : 80,000,000円
- (2) 資本準備金 : 分割期日において承継会社が分割会社から承継する純資産の帳簿価額から増加すべき資本金の額を控除した残額

< 増加後の承継会社の資本金及び資本準備金の額 >

- (1) 資本金 : 90,000,000円
- (2) 資本準備金 : 本件分割に際して増加すべき承継会社の資本準備金の額

第5条 新株予約権の交付

承継会社は、本件分割に際して、分割会社の新株予約権者に対する承継会社の新株予約権の交付は行わないものとする。

第6条 競業禁止

本契約に基づく本件分割は、分割会社が承継会社に承継する事業と競合する事業を行うことを妨げるものではない。

第7条 分割契約書の承認

1. 分割会社は、平成19年1月30日までに株主総会を招集し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、会社分割手続進行上の必要性その他の事由により、分割会社と承継会社は協議の上、これを変更することができる。
2. 承継会社は、会社法第319条第1項に基づき本契約締結日において本件契約書に関し株主全員から書面により同意の意思表示を受けていることを表明し、保証する。

第8条 効力発生日

1. 本件分割の効力発生日は、平成19年4月1日とする。但し、同日までに本件分割に必要な手続を遂行することができない場合には、分割会社及び承継会社が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。
2. 分割会社は、本件分割に伴って、会社法第171条第1項の規定による株式の取得は行わないものとする。
3. 分割会社は、本件分割に伴って、剰余金の配当は行わないものとする。

第9条 会社財産の善管注意義務

分割会社及び承継会社は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行うものとする。

第10条 契約の発効

本契約は、分割会社の株主総会決議による承認を得た時点でその効力が発生するものとする。但し、何らかの事情により主務官庁の許認可を得る必要がある場合には、主務官庁の許認可を得ることを効力発生の停止条件とする。なお、平成19年4月1日までに分割会社の株主総会決議又は主務官庁の許認可を取得することができない場合には、本契約は失効するものとする。

第11条 裁判管轄

本件契約に関する一切の紛争は、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 協議

本契約に定める他、本件分割につき必要な事項がある場合には、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社協議の上、これを決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成19年1月8日

分割会社 : 仙台市青葉区中央二丁目2番10号
株式会社京王ズ
代表取締役 佐々木 英輔

承継会社 : 仙台市青葉区中央二丁目2番10号
株式会社遠雷
代表取締役 佐々木 英輔

承継権利義務等明細表

1. 資産及び負債

承継貸借対照表

平成18年10月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	79,078	流 動 負 債	352,742
現金及び預金	37,667	買掛金	40,545
売掛金	7,695	未払金	289,749
店舗食料	5,432	前受金	12,393
原材料	196	預り金	1,704
前払費用	15,826	賞与引当金	8,350
短期貸付金	18,299	固 定 負 債	84,864
その他	2,959	預り保証金	60,153
貸倒引当金	8,998	その他	24,711
固 定 資 産	1,501,239	負 債 合 計	437,607
有形固定資産	1,014,177	純 資 産 の 部	
建物	349,189	株 主 資 本	80,000
構築物	13,555	資 本 金	80,000
工具器具備品	669	資 本 剰 余 金	1,062,709
土地	481,339	資本準備金	1,062,709
建設仮勘定	163,400	純 資 産 合 計	1,142,709
無形固定資産	12,066	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,580,317
ソフトウェア	7,210		
その他	4,856		
投資その他の資産	474,994		
長期貸付金	444,277		
破産更生債権等	4,789		
敷金・保証金	187,290		
長期前払費用	23,474		
貸倒引当金	184,837		
資 産 合 計	1,580,317		

上記は本件事業に属する貸借対照表であり、承継会社は、分割会社から、上記の貸借対照表に記載された本件事業に属する資産及び負債を承継するものとし、その明細は下記の通りとする。

(1) 資産

現金及び預金	飲食事業の店舗及び不動産賃貸事業の賃貸物件に存する売上金並びに普通預金
売掛金	不動産賃貸事業における建物賃貸借契約に基づく売掛金等
原材料・店舗食材	飲食事業を営む店舗等に存する原材料及び店舗食材
前払費用	年間リース料等の本件事業に関する前払費用
短期貸付金	建設協力金等の本件事業に関する短期貸付金
建物	飲食事業を営む店舗建物及び不動産賃貸事業を営む賃貸物件並びにその内装費及び建物付属設備等
工具・器具備品	本件事業を営む店舗及び賃貸物件で使用する工具・器具備品等
土地	飲食事業を営む店舗及び不動産賃貸事業を営む賃貸物件の敷地等、本件事業に関する土地
建設仮勘定	本件事業に関する建設仮勘定
敷金	飲食事業を営む店舗建物又はその敷地の賃貸借契約に基づいて差し入れた敷金
長期貸付金	建設協力金等の本件事業に関する長期貸付金

(2) 負債

買掛金	飲食事業における食材仕入業者に対する買掛金等
未払金	従業員給与、店舗整理損に伴う未払金等の本件事業に関する未払金
前受金	本件事業に伴う前受金

2. 契約

本件事業に関する以下の契約

- (1) 食材仕入業者その他飲食事業に関する業者との間の売買基本契約等及びそれに付随する契約
- (2) 飲食事業を営む店舗建物又はその敷地に関する賃貸借契約及びそれに付随する契約
- (3) 不動産賃貸事業を営む賃貸物件に関する賃貸借契約及びそれに付随する契約
- (4) 飲食事業を営む店舗の警備に関する業務請負契約及びそれに付随する契約
- (5) 本件事業を営む店舗及び賃貸物件で使用する工具・器具備品に関するリース契約及びそれに付随する契約
- (6) その他本件事業を継続するうえで必要となる契約

3. 従業員の引継

- (1) 本契約締結日において本件事業を営む店舗等及び賃貸物件に勤務する従業員全員
- (2) 本契約締結日において本件事業の本部に勤務し、本件事業に主として従事する従業員全員

4. その他の権利義務

分割会社が分割期日において本件事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能と認められるもの

3. 会社法第298条第1項を決定した日における会社法施行規則第183条各号(第2号、第6号及び第7号を除く。)に係る事項の内容

吸収分割契約等に関する書面(写し)

当会社を吸収分割会社、株式会社遠雷(仙台市青葉区中央二丁目2番10号)を吸収分割承継会社とする吸収分割手続に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容
上記2.のとおり。

2. 吸収分割承継会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等として交付する吸収分割承継会社の株式の数又はその数の算定方法並びに当該吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金に関する事項についての定め相当性に関する事項

吸収分割承継会社が吸収分割に際して当会社に対して交付する吸収分割承継会社の株式は吸収分割承継会社の普通株式1,600株です。

対価の普通株式1,600株は、吸収分割承継会社の設立時の株価を基に、吸収分割に際して承継される資産および負債の価額ならびに吸収分割承継会社の財務状況を根拠に算定しています。

なお、当該吸収分割承継会社の資本金および資本準備金に関する事項については、会社計算規則第64条の規定に従い定めています。

3. 吸収分割の効力発生日において吸収分割会社が行う全部取得条項付株式の取得に関する事項

当会社は全部取得条項付株式を発行していないため、該当する事項はありません。

4. 吸収分割の効力発生日において吸収分割会社が行う剰余金の配当に関する事項

剰余金の配当は行わないため、該当する事項はありません。

5. 吸収分割承継会社が吸収分割に際して吸収分割承継会社の新株予約権者に対して交付する、当該新株予約権に代わる当該吸収分割承継会社の新株予約権に関する事項及び新株予約権の割当に関する事項についての定め相当性に関する事項

吸収分割承継会社は吸収分割に際して新株予約権の交付を行わないため、該当する事項はありません。

6. 吸収分割承継会社の最終事業年度（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）に係る計算書類等の内容

末尾のとおり。

なお、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等はありません。

7. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日（平成18年10月31日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当する事項はありません。
8. 吸収分割会社の最終の事業年度の末日（平成18年10月31日）後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 会社分割

当該分割の方法

当会社を吸収分割会社とし、当会社の子会社である株式会社IJTを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

分割期日 平成18年11月1日

株式の割当

吸収分割承継会社は、当該分割に際して、吸収分割承継会社の普通株式1,200株を新たに発行し、その全てを当会社に割当て、交付しました。

当該分割により承継させる財産

流動資産	370,382千円	流動負債	336,890千円
固定資産	163,974千円	固定負債	1,470千円
資産合計	534,356千円	負債合計	338,360千円

(2) 企業結合等関係

当該企業結合等の概要

当会社は、株式会社光通信および光通信グループ会社が保有している東北地区地域版社の株式の取得を行いました。

被取得企業の名称（括弧内は事業内容）

株式会社テントラー・コミュニケーションズ（移動体通信サービスの販売および加入取次）

株式会社ノースソリューション（移動体通信サービスの販売および加入取次）

株式会社イーストウェーブ（移動体通信サービスの販売および加入取次）

株式会社サイバーモバイル（移動体通信サービスの販売および加入取次）

株式会社鈴康（移動体通信サービスの販売および加入取次）

企業結合日 平成18年11月1日

企業結合の法的形式 株式の取得

結合後の企業の名称 各社とも変更はありません。

取得した議決権比率	各社100%
被取得企業の取得原価	2,622,625千円（取得に直接要した費用 2,625千円を含む。）

9. 吸収分割が効力を生ずる日（平成19年4月1日予定）以後における吸収分割会社の債務又は吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社は吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当会社の事業活動において負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、当社が負担する債務については、履行の見込みに問題ないと判断しております。

吸収分割承継会社においては、吸収分割後、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、また、事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないこと、さらに、吸収分割に際して承継する全ての債務につき当社が連帯して保証するものとされていることから、吸収分割承継会社が負担する債務については、履行の見込みに問題ないと判断しております。

10. 本書面の備置開始日後、吸収分割が効力を生ずる日までの間に上記1から9までの事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容該当事項はありません。

事 業 報 告

(平成17年11月1日から
平成18年10月31日まで)

当社は当初CS衛星放送の加入受付業務等を事業目的として設立いたしました。当該事業年度においては、事業活動は行っておりません。なお下記が計算書類等となります。

貸 借 対 照 表

(平成18年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,991	流動負債	
現金及び預金	5,991	固定負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		純 資 産 の 部	
無形固定資産		株主資本	
投資その他の資産		資本金	10,000
繰延資産		資本剰余金	
		資本準備金	
		利益剰余金	4,008
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		別途積立金	
		繰越利益剰余金	4,008
		自己株式	
		評価・換算差額等	
		その他有価証券 評価差額金	
		純資産合計	5,991
資産合計	5,991	負債純資産合計	5,991

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成17年11月1日
至 平成18年10月31日)

(単位 : 千円)

科 目	金	額
売 上 原 価		
売 上 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		0
営 業 損 失		0
営 業 外 収 益		0
営 業 外 費 用		
経 常 損 失		
特 別 利 益		
特 別 損 失		
税 引 前 当 期 純 損 失		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		70
法 人 税 等 調 整 額		69
当 期 純 損 失		69

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成17年11月1日
至 平成18年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成17年10月31日残高	10,000				3,938
当期変動額					
新株予約権付社債の新株予約権の行使による新株式の発行					
剰余金の配当					
当期純損失					69
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)					
当期変動額合計					69
平成18年10月31日残高	10,000				4,008

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成17年10月31日残高		6,062		6,062
当期変動額				
新株予約権付社債の新株予約権の行使による新株式の発行				
剰余金の配当				
当期純損失		69		69
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)				
当期変動額合計		69		69
平成18年10月31日残高		5,991		5,991

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時 価 の な い も の 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 店 品 移動平均法による原価法

店 舗 食 材

仕 入 食 材 最終仕入原価法

工 場 加 工 食 材 総平均法による原価法

原 材 料 移動平均法による原価法

貯 蔵 品 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 定率法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を借地期間、残存価額を零としております。

(2) 無 形 固 定 資 産 定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長 期 前 払 費 用 均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 繰延資産の処理方法
- 新株発行費 定額法により3年間で償却しております。
 - 社債発行費 定額法により3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
5. リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりませんので、特例処理を採用していません。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 金利スワップ取引
 - ヘッジ対象 借入金の利息
 - ヘッジ方針 当社の社内規程に基づき、借入金に係る金利変動リスクをヘッジする事を目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。
- ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略してあります。
7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 税抜方式によっております。

会計処理の変更

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

3. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

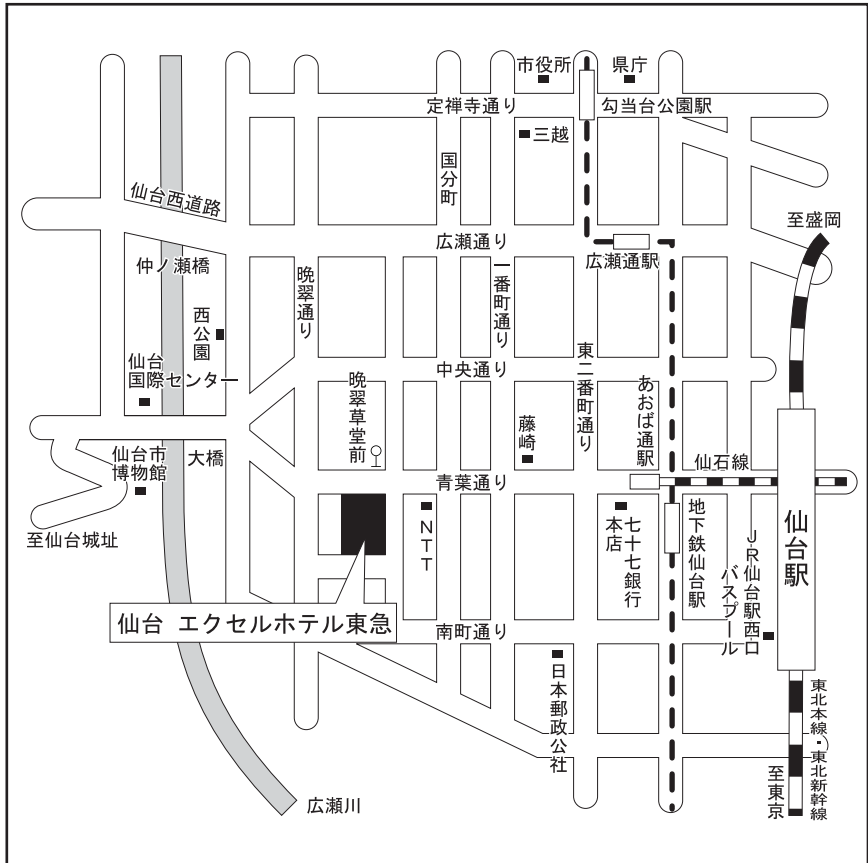
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	千円
(2) 発行株式数	普通株式 200株

損益計算書に関する注記

1 株当たり当期純利益	円
-------------	---

以 上

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

JR仙台駅より徒歩約15分、車で約5分

仙台空港より車で約40分 <リムジンバスご利用の場合は仙台駅にて下車>

路線バス案内

JR仙台駅西口バスプール のバス乗場から、青葉通経由のバスをご利用いただき、「晩翠草堂前」にてお降りください。

駐車場

普通車60台可 / 大型バス 3台正面玄関駐車可 (要予約)